

# 新型コロナウイルス感染症に関する支援策

新型コロナウイルス感染症の影響で、仕事を休むことによる収入の減少や事業経営の先行きなど、さまざまな不安の声が多く聞かれます。

そこで今回は、新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策の一覧をまとめました。ぜひご活用ください。

## 『特別定額給付金』の申請

1人につき10万円

現在、住民の皆さんの経済的支援を目的として「特別定額給付金」支給のための申請を受け付けています。

- 給付対象者は、令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている方です。
- 世帯主が世帯の代表として申請いただきます。
- 給付金の申請書は、世帯主の方へ5月18日（月）に発送しています。
- 送付した封筒に同封されている返信用封筒に次のものを入れて役場までご返送ください。
  - (1) 申請書（書き方は送付した封筒に同封した記載例をご覧ください）
  - (2) 申請者の本人確認書類 …… 運転免許証、健康保険証、年金手帳の写しなど
  - (3) 振込先口座の確認書類 …… 通帳（1枚めくっていただいた面）、キャッシュカードの写しなど

申請期限：8月18日（火）

※給付金の詐欺にご注意ください！

町が以下を行うことは絶対にありません！

- △現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- △受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- △メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、給付金の申請はできる限り郵送でお願いします。



◆問い合わせ先 特別定額給付金事業推進室 ☎36-2218

### 子育て世帯への臨時特別給付金（国） 日野町子育て世帯応援給付金（町独自）

子育て世帯の生活支援として、令和2年4月分の児童手当受給者に対して国から児童1人当たり1万円の支給がされます。日野町では、さらに令和2年4月1日時点で17歳までの児童に対して、児童1人につき1万円を上乗せ支給します。

#### 【対象者】

令和2年4月1日時点で0歳～17歳（今年度に高校3年生にあたる年齢）までの児童等を養育する方

国支援：令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）受給者の方

町支援：国支援対象者の他、今年度に高校3年生にあたる年齢までの児童を養育する方（所得制限なし）

#### 【給付額】

対象児童1人につき、国1万円、町1万円の合計2万円を児童手当振込口座に入金します。新高校1年生にあたる年齢までは、支給を6月中に予定しています。（申請不要）

高校2年生、3年生にあたる年齢の方は、町から1人につき1万円を支給します。申請は、別に案内をします。

#### 【その他】

上記対象者で公務員の方は、職場から証明書が発行されたのち、お住まいの役所へ申請する必要があります。

【問い合わせ先】子ども支援課 ☎52-6583

児童1人につき  
1万円または2万円

### 日野町ひとり親家庭等応援給付金（町独自）

安定的な就労が難しく、新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすいひとり親家庭等の経済負担を支援します。

#### 【対象者】

児童扶養手当受給者の方

令和元年度に認定を受け、令和2年5月支給分を受給された方

#### 【給付額】

対象児童1人につき2万円

児童扶養手当の給付月と別に給付をします。6月給付予定（申請不要）

#### 【問い合わせ先】

子ども支援課

☎52-6583

児童1人につき  
2万円

児童1人につき  
2万円

## 日野町就学等応援給付金（町独自）

安定的な就労が難しく、新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすい、経済的に就学が困難な家庭を支援します。

### 【対象者】

要保護・準要保護児童の保護者（令和元年度認定）

### 【給付額】

児童1人につき2万円  
6月給付予定

### 【問い合わせ先】

学校教育課  
☎52-6564



## 日野町奨学臨時支援金（町独自）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した高校生、大学生を扶養する世帯に、支援金を交付します。（所得制限あり）

### 【対象者】

高校生、大学生を扶養している世帯の代表者が、新型コロナウイルスの影響を受け、収入等が前年と比較し30%以上減少したと申請した方

### 【給付額】

高校生1人につき2万円  
大学生1人につき10万円 7月給付予定

### 【問い合わせ先】 学校教育課 ☎52-6564

高校生1人につき  
2万円  
大学生1人につき  
10万円

## 中小企業・事業主 肉用牛農家 の方への助成

### ●新型コロナウイルス感染拡大防止 臨時支援金（県・町）

県の休業要請に協力された中小企業、個人事業主等に対して県の支援金に上乗せして支給されます。

【支援額】 中小企業等（県20万円、町20万円）  
個人事業主（県10万円、町10万円）

### ●小規模事業者等の県制度融資利用 利子補給（町独自）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者等が借り入れたセーフティネット資金の利子分を、36か月（3年間）支援します。

【支援額】 年間（12か月） 20万円を限度  
【問い合わせ先】 商工観光課 ☎52-6562

### ●日野町肉用牛肥育経営安定交付金 緊急補てん補助

国が実施する肉用牛肥育経営安定対策事業により補てんされる残額の4分の1を補助します。  
※交付金制度に加入しており、経営の主体が当町を本拠地とする者が対象となります。

### ●日野町肥育素牛・繁殖素牛導入事業費補助

肥育素牛・繁殖素牛の導入に係る費用を補助します。  
※当町に住所等があり、経営の主体が当町を本拠地とする者が対象となります。

【補助額】 1頭当たり10万円（最大5頭を上限）  
【問い合わせ先】 農林課 ☎52-6563

## 小学校遠距離通学助成（町独自）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い休校とした小学校の遠距離通学（バス通学）児童の通学費用の助成を行います。

### 【対象者】

小学校へ遠距離通学している児童の保護者

### 【給付額】

小学校の休業期間に負担した通学定期の費用

### 【問い合わせ先】 学校教育課 ☎52-6564

## 日野町商工会を通じた助成

### ●暮らし応援支援 商品券配布

全世帯に3千円分の商品券が商工会から配布されます。

### ●商工会会員支援金支給

商工会1会員当たり3万円が支給されます。  
要件に基づき該当する会員には別途通知されます。

### 【問い合わせ先】 日野町商工会 ☎52-0515

町から、商工会へ  
費用の2分の1  
を助成

## 新型コロナウイルス感染症に関する 相談窓口

●受診に関する相談の方は、帰国者・接触者相談センター  
滋賀県健康医療福祉部相談センター  
☎077-528-3621（毎日24時間）

●一般電話相談窓口  
滋賀県健康医療福祉部相談センター  
☎077-528-3637（毎日8:30～17:15）

日野町保健センター  
☎52-6574（平日8:30～17:15）



## マスクの斡旋販売をします

全世帯にマスク1箱（50枚入り）の斡旋をお知らせするハガキを発送しました。

引き換えハガキにより、5月28日（木）から各公民館にてご購入いただけます。（※数量に限りがあります。完売次第順次発注します）

日野町新型コロナウイルス感染症関連情報“特設ページ”(<http://town.shiga-hino.lg.jp/>)をご活用ください!!

# 町民の皆さんへ

給付	すべての方へ	特別定額給付金	1人につき <b>10万円</b>	一律1人10万円を支給します。	日野町役場 特別定額給付金事業推進室 ☎36-2218
	子育て世帯へ	子育て世帯への臨時特別給付金【申請不要】 (※公務員のみ申請要)	児童1人につき <b>1万円</b>	令和2年3月31日時点で児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を支給します。	日野町役場 子ども支援課 ☎52-6583
		子育て世帯応援給付金【高校2・3年生にあたる年齢のお子さんを養育される方は申請要】	児童1人につき <b>1万円</b>	令和2年4月1日時点で17歳までの児童を養育する方に対し、対象児童1人につき1万円を支給します。	
		日野町ひとり親家庭等応援給付金【申請不要】	児童1人につき <b>2万円</b>	児童扶養手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき2万円を支給します。	日野町役場 学校教育課 ☎52-6564
		日野町就学等応援給付金【申請不要】	児童1人につき <b>2万円</b>	要保護・準要保護児童の世帯に対し、対象児童1人につき2万円支給します。	
		日野町奨学臨時支援金	高校生1人につき <b>2万円</b> 大学生1人につき <b>10万円</b>	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入等が前年と比較して30%以上減少した方に対し、高校生1人につき2万円、大学生1人につき10万円を支給します。	
		小学校遠距離通学助成	小学校へ遠距離通学している児童の保護者に対し、休校期間に負担した通学費用を支給します。		
離職や減収で住宅を失った・失うおそれがある方へ	住居確保給付金	家賃(基準額)支給 (世帯人数により上限あり) 支給期間：原則3か月 ※家主に支給されます。	東近江健康福祉事務所 ☎22-1254		
新型コロナウイルスに感染・または感染の疑いのため働くことができない方へ	傷病手当金	平均日額給与×2/3×休んだ日数で算出される金額を支給 次の①および②を満たす必要があります ①療養のため働くことができない ②4日以上仕事を休んでいる	国民健康保険・後期高齢者医療保険の方 日野町役場住民課 ☎52-6584 それ以外の方 加入されている医療保険者		
融資・貸付	休業や失業で収入が減り、家計が維持できない方へ	緊急小口資金	貸付上限10万円 (学校の休業、個人事業主などは20万円) 据置期間：1年以内 返済期間：2年以内	日野町社会福祉協議会 ☎52-1920	
		総合支援資金	单身世帯 <b>15万円以内</b> 複数世帯 <b>20万円以内</b>		据置期間：1年以内 返済期間：10年以内 ※貸付期間は原則3か月
猶予・減免	納税・料金の支払いが困難な方へ	納税、料金の支払い猶予	町税(町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)、介護保険料、後期高齢者医療保険料および上下水道料金等の支払いが困難な事情がある方は支払いの猶予が受けられる場合があります。	日野町役場 税務課 ☎52-6570 長寿福祉課 ☎52-6501 住民課 ☎52-6584 上下水道課 ☎52-6576	
	一定程度収入が下がった方へ	国保税や保険料の減免	臨時特例措置として、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料および国民年金保険料の免除が受けられる場合があります。		

# 事業者の皆さんへ

給 付	県からの要請で休業	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	<b>中小企業</b> <b>40万円</b> (県20万円、町20万円) <b>個人事業主</b> <b>20万円</b> (県10万円、町10万円)	県からの要請で、4月25日～5月6日までのすべての期間を継続して休業等に協力した中小企業および個人事業主に対して支援金を支給します。	日野町商工会 ☎52-0515  日野町役場 商工観光課 ☎52-6562
	ひと月の売上が前年比半減	持続化給付金	<b>法人</b> <b>上限200万円</b> <b>個人事業主</b> <b>上限100万円</b>	売上げが前年同月比50%以上減少した事業者に給付金が支給されます。	日野町役場 商工観光課 ☎52-6562
	テレワークを導入したい	働き方改革推進支援助成金	<b>1企業につき</b> <b>上限300万円</b>	感染症拡大防止のため、テレワークの新規導入に取り組む中小企業に助成金が支給されます。	テレワーク相談センター ☎0120-91-6479
	賃金が払えない	雇用調整助成金		一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成金が支給されます。	滋賀労働局助成コーナー ☎077-526-8251 東近江公共職業安定所 ☎22-1020 厚生省コールセンター ☎0120-60-3999
	子の世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	<b>1日につき</b> <b>上限8,330円</b>	小学校等の休校で子どもの世話が必要になった従業員に対し、特別休暇(年次有給休暇でない有給休暇)を取得させた事業主に助成金が支給されます。	滋賀労働局 ☎077-522-6649 厚生省コールセンター ☎0120-60-3999
	子の世話で自分が休業	小学校休業等対応支援金	<b>1日につき</b> <b>上限4,100円</b>	小学校等の休校で子どもの世話が必要となり休業した個人事業主またはフリーランスに対し支援金が支給されます。	厚生省コールセンター ☎0120-60-3999
融 資 ・ 貸 付	資金繰りのため、融資を受けたい	公的金融機関の融資	<b>無利子</b> <b>無担保</b>	売上げが5%以上減少している事業者が対象になります。	日野町商工会 ☎52-0515 中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570-78-3183 各金融機関
		民間金融機関の融資	<b>借入債務を信用保証協会が保証</b>	売上げが5%以上減少している場合、無利子、無保証料の制度もあります。	
給 付	資金繰りのための融資の利子補給	セーフティネット資金利子補給	<b>1事業者</b> <b>1年間限度額</b> <b>20万円×3年間</b>	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模企業者の方々が、資金繰りのために「セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証(6項)による融資をご利用になるに当たり、日野町独自の支援策として、借り入れられた資金に対する利子分を支援します。	日野町役場 商工観光課 ☎52-6562
	商工会事業への支援	会員に対する支援金の支給 町内全戸への商品券の配布	売上げが20%以上減少している会員に対して3万円の支援金が支給されます。  住民の暮らしの応援のため、商品券3千円分を全戸に配布されます。	日野町商工会 ☎52-0515	
猶 予	納税・料金の支払いが困難	納税、料金の支払い猶予		町税および上下水道料金等の支払いが困難な事情がある方は支払いの猶予が受けられる場合があります。	日野町役場 税務課 ☎52-6570 上下水道課 ☎52-6576